

# 京都府土地開発公社定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この土地開発公社は、京都府が実施する事業等を円滑かつ効率的に推進するため、公共施設または公用施設の用に供する土地の先行取得等を行ない、住民のくらしの基盤と環境の整備に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この土地開発公社は、京都府土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 公社の設立団体は、京都府とする。

### (事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を京都市に置く。

### (役 員)

第5条 公社に次の役員を置く。

#### (1) 理事10人以内

うち 理 事 長 1人

副理事長 1人

常務理事 1人

#### (2) 監事 2人

### (役員職務および権限)

第6条 理事は、理事会の議決に基づいて、公社の業務を執行する。

2 理事長は、公社を代表し、公社の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

4 常務理事は、理事長の命を受けて公社の日常の業務を処理し、理事長および副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

5 監事の職務は、次のとおりとする。

(1) 公社の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく

不当な事項があると認めるときは、主務大臣に報告すること。

### (役員任命等)

第7条 理事および監事は、京都府知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 理事長は、知事が選任する。

3 副理事長および常務理事は理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行なうものとする。

(事務局および職員)

第9条 会社の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第10条 常勤の役員および職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

(設置および構成)

第11条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事または監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第13条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

(定足数)

第14条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第15条 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、当該理事は、出席したものとみなす。

3 緊急の必要がある場合または軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(監事の出席)

第16条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画および資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書

- (4) 規程の制定または改正もしくは廃止
- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他この会社の運営上、理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の4分の3以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席理事のうちから選出された議事録署名人2人が署名しなければならない。

## 第4章 業務および執行

(業務の範囲)

第19条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第20条 会社の業務の執行に関して必要な事項は、この定款および規程の定めるところによる。

## 第5章 資産および会計

(資産の種類)

第21条 会社の資産は、基本財産および運用財産とする。

2 基本財産の額は、20,000,000円とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第22条 資産は、この定款に定めるもののほか、理事会の定める方法に従って理事長が管理する。

2 基本財産は、確実な金融機関に預け入れて管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第23条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および事業計画等)

第24条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画および資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、知事の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(予算の弾力的運用)

第25条 理事長は、会社の予算の成立後業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じたときには、知事の承認を得て、当該業務量の増加により、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

(財務諸表および事業報告書)

第26条 会社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書を作成し、監事の意見を付して、知事に提出する。

(利益および損失の処理)

第27条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第28条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

## 第6章 雑 則

(公告の方法)

第29条 会社の公告は、京都府公報に掲載して行う。

(解 散)

第30条 会社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、京都府議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 会社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、京都府に帰属する。

(規程への委任)

第31条 会社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、知事の定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、公社への組織変更の日の翌日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定による主務大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日から施行する。